

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、財政的援助団
体の監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和五年三月二十七日

広島県監査委員 緒方直之

同 桑木良典

同 奥兆生

同 川上俊幸